

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

1. (掛金の払い込み)

定期積金(積金ファンド定期積金を含みます。以下これらを「この積金」という。)は、証書または通帳記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは、必ずこの証書または通帳をご提出ください。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書または通帳の当該払い込み記載を取り消したうえ、受入店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期等)

- (1) この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
- (2) 積金ファンド定期積金の場合、契約期間内における給付契約金の支払いは、申し出のない限り満期日に自動継続の期日指定定期預金とします。

4. (払い込みの遅延)

この積金の払い込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または証書または通帳記載の年利回(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書または通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書または通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② この積金を第10条第1項により満期日前に解約するとき、または第10条第4項もしくは第5項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を証書または通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰り上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

9. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (解約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、それぞれ次のとおり取り扱い、当店に提出してください。ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも解約ができます。
- ① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
 - ② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出してください。
- (3) 前項の解約手続きに加え、当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の積金契約者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
- ① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他本号アからオに準ずる者
 - ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他本号アからエに準ずる行為

カ. 当金庫の顧客に対する本号アからオに相当する顕著な行為

- (6) 前2項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出し、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書、通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この証書、通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書、通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約による払い戻しの額について、第16条により補てんを請求することができます。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書、通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保健事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱い

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

とします。

- (2) 前項により相殺する場合には次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。証書は受取欄に届出印を押印し、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (盗難証書・通帳を用いた解約による払い戻し等)

- (1) 盗取された証書または通帳（以下本条において「証書等」という。）を用いて行われた不正な解約による払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じ。）は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第11条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書等が盗取された日（証書等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書等を用いて不正な解約による払い戻

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

しが行われた日) から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとし
ます。

- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、
当金庫は補てんしません。
- ① 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のい
ずれかに該当すること
 - ア. 当該払い戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - イ. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用
人によって行われたこと
 - ウ. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項につ
いて偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随し
て行われたこと
- (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを
行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、
積金契約者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、
その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度に
おいて、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額
の限度において、盗取された証書等により不正な解約による払い戻しを受けた者その他の第
三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するもの
とします。

17. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

- (1) この積金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する
法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち
最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものにつ
いては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発
した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から 1
か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知
した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送された
ときを除く。）に限ります。
 - ④ この積金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次
の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当
該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払いが停
止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含み
ます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日
 - ④ 定期性総合口座または積金ファンドの場合における他の積金、定期預金または普通預金
について、前各号に掲げる事由が生じた場合 他の積金、定期預金または普通預金にかか
る最終異動日等

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

18. (休眠預金等代替金に関する取り扱い)

- (1) この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの積金にかかる債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、積金契約者等は、当金庫を通じてこの積金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、積金契約者は、当金庫に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 積金契約者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ② この積金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの積金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② 前項に基づく取り扱いを行う場合には、積金契約者等が当金庫に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

なお、第16条にいう預金者の重大な過失または過失となりうるのは、次のような場合が考えられます。

1. 積金契約者の重大な過失となりうる場合

積金契約者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 積金契約者が他人に証書または通帳（以下「証書等」という。）を渡した場合
- (2) 積金契約者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届けを渡した場合
- (3) その他積金契約者に（1）および（2）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記（1）および（2）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 積金契約者の過失となりうる場合

積金契約者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 証書等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届けを証書等とともに保管していた場合
- (3) 印章を証書等とともに保管していた場合
- (4) その他本人に（1）から（3）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

以 上